

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書



令和 4 年 8 月 8 日現在

機関番号： 9 9 9 9 9  
 研究種目： 奨励研究  
 研究期間： 2021 ~ 2021  
 課題番号： 2 1 H 0 3 8 8 9  
 研究課題名 研究者と連携して、汎用的能力を育む、法哲学教材の開発

## 研究代表者

久世 哲也 (Kuse, Tetsuya)

東京都立町田高等学校・主任教諭

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 470,000 円

研究成果の概要：H.L.A.ハート(Herbert Lionel Adolphus Hart,1907-1992)の思想を参考に、法哲学的視点を導入した法教育教材を開発した。この教材を活用した授業の分析・評価を通じて、法の根本的な理解の下で法によらない解決策も含めて吟味させることが、法的主体としての在り方を実現させる可能性があることが示唆された。この結果は、比較対象とした既存の法教育教材による授業が、学習者に、規範教育的なものとして受け取られたことと対照的であった。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

法哲学的視点を導入した法教育教材を高校生向けに開発することは、今後の公民科教育において、大きな意義があると考えられる。高等学校公民科新科目「公共」において、実定法が定めた価値に無批判に従うだけではなく、法的主体としての在り方が、倫理的分野との関連の中で、これまで以上に求められるからである。また、そのような法的主体としての在り方を根本から学習者に考えさせることは、法化社会の進展や18歳成年の実現を迎えようとしている現状から鑑みても、日本の未来に貢献する研究になり得る。

研究分野： 公民科教育

キーワード： 法教育 H.L.A.ハート 法哲学

## 1. 研究の目的

本研究は、根本的な「法の在り方」自体を問う、法哲学的視点を導入した、高校生向け法教育教材を開発するものである。そもそも法教育は、法的専門家ではない一般の人々に関わられたものであるという点で、法曹を養成するための法学教育と区別される。しかしこれまでの法教育教材は、実定法の手続的な正しさを説くものが中心で、法を道徳等の他の価値との関係の中で相対化したり、法そのものを倫理的視点で吟味したりするような、様々な価値に対して開かれた教材はほとんど見られなかった。そこで、法教育を市民のものにするために、実定法が前提とする価値だけに偏らない、法哲学的視点を導入した教材開発に取り組んだ。

## 2. 研究成果

### (1) 研究の方法

そもそも法学者の大村敦志によると、最新の法教育の研究は、内容的な展開の可能性ではなく、内容検討のための理論モデルの構築を考察の対象とするものが主流である。しかし、本研究では、法的主体を育むような新しい法教育を、内容から改めて検討し直すこととした。法化社会の進展や 18 歳成年の実現、公民科新科目「公共」の成立などに伴って、法教育を取り巻く環境が大きく変化してきているからである。

以上のような背景を踏まえて、研究の方法を、高校生向け法教育教材を、公民科「公共」を想定して開発し、その効果を既存の法教育教材との比較の中で検証することとした。そして教材の開発にあたっては、法と道徳の関係を考察させるようなプロセスを含んだものにすることを意識した。既存の法教育教材を活用した授業では、「法を守る＝道徳的である」として、法教育を主権者教育ではなく規範教育的なものとして捉えるような意見が、学習者から多々挙がったからである。

### (2) 研究の内容

法と道徳の関係を扱った先行研究としては、ツールとしての法教育との関係の中で、原理としての法教育を扱うもの等があったが、本研究はそのようなものとは異なり、ツールとしての側面から離れて法哲学的視点を導入することを重視した。法をツールとして使うことが目的化するような学習の実態が、既存の法教育教材を活用した授業で見受けられたからである。「そもそも法とは何か」といった本質的な問いを前提にした法哲学の視点を織り込むことで、法に従うだけの法的な客体ではない、法的主体としての在り方が実現すると考えた。

法哲学的視点の導入にあたっては、H.L.A. ハート (Herbert Lionel Adolphus Hart, 1907-1992) の悪法問題における立場を参考にした。その立場とは具体的には、「これは法だ、しかし適用したり服従したりするには、あまりにも邪悪だ。」として、悪法も法だと認めることによって生じる道徳的ジレンマを重視するものである。このジレンマによって、法と道徳に対する捉え方が多元的になり、短絡的な規範主義や相対主義には陥らない教育が実現すると考えたのである。ハートの立場を援用した先行研究として、ハートの一次ルールと二次ルールの概念を活用して海外の教材を分析したものはあるが、それらはツールとしての法教育を前提に、法と道徳の関係を単純化しているものであった。そのような研究とは異なり、本研究では、悪法問題におけるハートの多元主義的立場を援用して、日本の学校教育の文脈を活かした教材開発を行うこととした。

H.L.A. ハートの多元主義的な立場を援用して、「悪法である可能性にも開かれた」教材を実現するにあたり、事例として選んだのが校則である。校則はパターナリスティックな側面も有し、一般的な法とは区別されるが、ブラック校則等が社会問題化していること等も踏まえ、事例として扱うには本研究の趣旨に合致すると考えた。またそもそも本研究が、日本の学校教育の文脈を意識したものであるため、学習者の当事者意識を喚起するような身近な事例を採用したいと考えたことも理由の一つである。

### (3) 研究の結果

開発した教材を活用した授業では、生徒の解答として、校則の文言を抽象的な表現に留めることで解決を道徳に委ねようとするものや、関係者と融和することで校則が必要なくなる状況を創り出そうとするものが提示された。これらの解答を、コードやカテゴリーを設けて分類することで、法の根本的な理解の下で法によらない解決策も含めて吟味させることが、法に従うだけの法的客体ではない、法的主体としての在り方を実現させる可能性があることが示唆された。これは、既存の法教育教材による授業が「法を守る＝道徳的である」とする規範教育的なものとして受け取られたことと対照的である。一方で、本研究の課題として、法の根本的な理解の程度をどのように可視化できるかを検証しきれていない点が挙げられる。これらについては、引き続き研究が必要である。

主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

研究組織（研究協力者）

| 氏名 | ローマ字氏名 |
|----|--------|
|----|--------|